

○衛生上必要な措置基準（法３条、条例２条）

項目	基 準	
	一般クリーニング所	取次店
全般	☐ クリーニング所（機械・器具を含む。）を清潔に保つこと。（法３条３項１号）	一般に準じる。
	☐ 定期的に消毒し、ねずみ、昆虫等の防除を計画的に行うこと。（条例２条１項９号）	
	☐ 有機溶剤を使用する洗濯機等は、有機溶剤が漏出しないように定期的に点検すること。（条例２条１項１０号）	
	☐ 洗濯に使用する水及び有機溶剤は、清浄なものを用いること。（条例２条１項１１号）	
	☐ 洗濯に使用した有機溶剤の排液等は、適切に処理すること。（条例２条１項１３号）	
洗濯物	☐ 洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと。（法３条３項２号）	一般に準じる。
	☐ 洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること。（法３条３項３号）	
	☐ 使用した洗剤、有機溶剤等が、仕上げが終わった洗濯物に残留しないようにすること。（条例２条１項１２号）	一般に準じる。
指定洗濯物	☐ 指定洗濯物を取り扱う場合は、他の洗濯物と区分しておき、洗濯する前に消毒すること。ただし、消毒効果を有する洗濯法による場合は除く。（法３条３項５号） 指定洗濯物： ◎ おむつ、パンツ、てぬぐい、タオルその他これらに類するもの ◎ 病院・診療所において療養のために使用された寝具 その他これらに類するもの ◎ 感染症にかかっている者が使用したもの ◎ 感染症にかかっている者に接した者が使用したもので、感染症を起こす病原体による汚染のおそれがあるもの	
保管容器 集配容器	☐ 定期的に消毒し、ねずみ、昆虫等の防除を計画的に行うこと。（条例２条１項９号）	
その他	☐ 業務従事者が、結核又は感染性の皮膚疾患にかかった場合は、直ちにその旨を届出し、指示に従って作業に従事させること。（条例２条１項１４号）	一般に準じる。
	☐ 業務従事者に結核又は感染性の皮膚疾患の健康診断を受けさせるよう指示があった場合、受診させること。（条例２条１項１５号）	一般に準じる。

法：クリーニング業法

条例：福山市クリーニング業法施行条例